

No. 8
第3回婦人週間

婦人資料展示會目錄

——明治維新から
現代まで——

國立國會圖書館
勞働省婦人少年局

展示会の趣旨

終戦以来6年をむかえ、社会の各部門への婦人の進出も、ようやく地についてきた感がありますが、こん後の発展を期する上にも、過去を省み、現在の状態をつかむことが必要と考えられます。こゝに婦人の歴史的発展ならびに現状を示す文献、視覚資料を公開して、婦人の社会への関心を高め、市民活動の促進をはかるために、4月10日からの婦人週間の行事の一つとして、国立国会図書館の御後援の下にこの展示会を開催しました。

1951年4月

労働省婦人少年局

明治維新から明治憲法發布前後まで

◎ 維新は婦人を解放したか

明治維新の改革は、士農工商の身分制度の撤廃をはじめ、婦人にも少なからぬ影響をおよぼした。妻の離婚請求権が認められ、遊女は解放された。しかし、それも法文の上でのことで、現実には容易に離婚を要求できない妻であつたし、遊女の解放も空文におわつた。男女の平等を服装にあつらわした女学生の断髪男装も、たちまち法令の禁するところとなつた。

妻の離婚請求権を認めた
太 政 官 布 告
人を売買するを禁すべき議
娼 妓 解 放 論
遊 女 解 放 令
遊女解放のその後
明治6年の娼妓規則
男装の女学生
婦人の断髪禁止

津田真一郎

太 政 官 日 誌 明治6年第68号
議 案 第 一 明治2年3月
新 聞 雜 誌 明治4年第10号
太 政 官 日 誌 明治5年第79号
新 聞 雜 誌 明治7年3月24日
娼妓芸妓、解放資料
新 聞 雜 誌 明治5年10月
日 要 新 聞 明治5年4月

◎ 文明開化時代の婦人論

欧米の文明国から学びとられた男女同権の思想は、人権の認められていない日本婦人の実情との対比において、文明開化時代の論境をにぎわした。しかし、いぜんとして根深い男尊女卑の觀念や習慣は、当時の一流の知識人をしてさえ、男女同権に反対を唱えさせたし、元老院に提出された廃娼案も否決されてしまうのであつた。

妻 妾 論(5)
森有禮の結婚契約書
本邦女子の有様
女子に告ぐる文
文明論女大学
夫婦同権の流弊論
元老院で廃娼案否決される

森 有 礼
木 村 匡
馬 場 辰 猪
坪 井 仙 次 郎
上 井 光 華
加 藤 弘 文

明 大 雜 誌 明治8年2月
明治32年
英 存 雜 誌 明治8年4月
民 間 雜 誌 明治8年2月
明治9年
明 大 雜 誌 明治8年3月
東京日日新聞 明治13年6月4日

◎ 開かれた女子教育の門

明治4年、津田梅子ら5名の少女が米国留学の途にのぼつたが、その翌年には、男女の別なく教育を授けるために国民教育の制度がたてられた。また官立では、5年に東京女学校、7年には東京女子師範学校が開校され、民間では当時すでにフェリス女学校をはじめとするキリスト教主義の女学校が相ついで創立され、跡見女学校など私立女学校も設けられたが、しかし一般庶民にとつて、開かれたとはいへ、それは狭き門であつた。

最初の官立女学校
跡見花菱女史伝
フェリス女学校六十年史
和 美
東京女子師範第一回卒業生

高 橋 勝 介
山 本 秀 煌

(写 眞)
(写 眞)

日 要 新 聞 明治5年1月
昭和7年
昭和6年
昭和15年
昭和9年

校 陰 会 史
東京女子高等師範学校六十年史

◎ 自由民権時代の婦人論

明治 10 年代に入り、自由民権運動の高まりのなかに、人権思想を強めていつた人々の間から、あまりにも低い日本婦人の地位をかえりみて、婦人の自由、権利を叫ぶ声があげられた。婦人の権利を説いたミルやスペンサーの書が盛んにほん訳され、外国婦人の社会的地位を紹介し、日本婦人の地位を論じ、男女同権を説いた書が盛んに出版された。それらの中には、後藤房の「男女異権論」や井上直の「日本婦人纂論」など婦人の苦言もあった。

女 権 眞 論	英・スペンサー 井上 勲訳	明治14年
男 子 女 子 論 しんし しくちよろん	英・ペレグリン 河野 政喜訳	明治21年
西洋 女 権 沿革 史 日本	辰 巳 小 二 郎	明治20年
欧 米 婦 人 之 状 態	加 藤 政 之 助	明治24年
日 本 婦 人 纂 論	井 上 直	明治19年
男 女 交 際 論	福 沢 諭 吉	明治19年
日 本 婦 女 之 地 位	作 直 之 助	明治21年
東 洋 之 婦 女	植 木 校 盛	明治22年
日 本 女 子 進 化 論	河 田 麟 也	明治22年
そ の 他 (計19点)		

◎ 自由民権運動と婦人の動き

自由民権運動が活発に展開されていたとき、男子とともにその運動に身を投じた婦人もあらわれた。「民権ばあさん」と異名された楠瀬きた、近畿四国の各地を遊説して大きな反響をまきおこした若き日の中島湘煙(岸田俊子)、急進的な自由党員が企てた大阪事件にただ一人の婦人として参加し獄に投じられた景山(福田)英子らは、代表的な婦人民権運動家であつた。

民 権 ば あ さ ん	東京日日新聞	明治12年1月31日
姉妹の少女男女同権を論ず	朝 野 新 聞	明治14年9月
景 山 英 女 の 伝	清 水 太 吉	明治20年
住 人 の 寄 遇	柴 四 郎 (東海散士)	明治18年
写 中 梅	末 広 重 恭	明治19年
妾 の 半 生 涯	福 田 英 子	明治37年
湘 煙 日 記	中 島 湘 煙	明治36年

◎ 文学への進出

鹿鳴館風俗を写して、田辺龍子の「戯の巻」が登場したのを契機に、ようやく婦人の文壇進出が見られた。木村曙は「婦女の鑑」を書いて、未熟ながらも当時の社会に目を向け、若松賤子は「小公子」を訳した。欧米文化とは縁遠い境遇の中からも樋口一葉が出て、「にこりえ」「たけくらべ」など、庶民の生活をいきいきと描いた秀作を出して、明治 20 年代の文学界に色をそえたのであつた。

戯 の 巻	田 辺 龍 子	明治21年
婦 女 の 鑑	木 村 曙	明治22年1月3日
た け くら べ	樋 口 一 葉	明治29年4月
一 葉 全 集	樋 口 一 葉	明治45年
小 公 子	バーネット著 若 松 賤 子 訳	明治30年

別 冊

年表、女子学校勉勵壽語録、
景山（關田）英子写真、中島湘煙の書

別 冊

明治時代の婦人新聞雑誌

花の都女新聞
をとめ新聞
女学新誌
女学雑誌
いらつめ
日本新婦人
閑秀新誌
婦女新聞
女学世界
女子新聞
女子時事新聞

東京開盛社	明治8年創刊
甲府又新社	明治11年創刊
	明治17年創刊
	明治18年創刊
	明治20年創刊
新婦人社	明治21年創刊
御支社	明治23年創刊
東京婦女新聞社	明治33年創刊
博文館	明治34年創刊
女子新聞社	明治36年創刊
女子時事新聞社	明治39年創刊

憲法發布前後から明治末年まで

キリスト教と婦人 — 人格の尊重 —

キリスト教の洗礼をうけ、婦人の人格を尊重すべきことを教えられた人人は、一夫一婦制の厳格な実行者となつた。彼らは、神の前に結婚の誓をかわし、正当の理由がなく妻を離婚したり、妾をもつた信徒は教会から追放された。牧師田村直臣は、キリスト教徒の目に映る日本婦人の地位の低さを鋭く批判して、「日本の花嫁」をアメリカで出版したが、封建的婦人観の、なお、根深かつた日本では、その訳書は発禁とされたのであつた。

信徒懲戒例（3通）

明治22年

国木田独歩、信子結婚式のメモ

植村正久

明治28年

夫婦大学

米国派遣宣教師事務局

明治14年

Certificate of Marriage
(植村正久結婚契約書)

明治15年

The Japanese Bride

N. Tamura

明治26年

信仰五十年史

田村直臣

大正13年

キリスト教と婦人 — 婦人運動の展開 —

日本で最初の全国的婦人運動は、明治19年、矢島かじ子らのキリスト教婦人矯風会によつて起された。西洋では禁酒同盟にすぎなかつたこの運動も、日本では男女間の権利の平等や廢娼など、封建的因習への反対運動として展開し、明治23年の「集会結社法」反対の健白へと発展した。なお、キリスト教婦人の社会運動は、大正11年に生れた日本キリスト教婦人参政権協会によつて、政治運動へと進んでいった。

日本基督教婦人矯風会五十年史

守屋東

昭和11年

矢島耕子伝

久布日蔭実

昭和10年

秋田婦人矯風会雑誌

明治22年5月

婦人矯風雑誌

明治26年11月

婦人新報（婦人矯風雜誌改称）

一夫一婦制建立

婦人矯風会演説

婦人矯風会の請願

女学雑誌

東京日日新聞

時事新報

明治32年6月

明治32年12月1日

明治32年2月7日

◎ 火の手をあげた廃娼問題

維新の際に口火をきられ、その後各地に起つてきていた廃娼問題は、自由民権思想やキリスト教などによつてつちかわれた新しい婦人観によつて刺激された。矯風会をはじめ、廃娼論者たちは、機関誌「廃娼」やパンフレット「廃娼論」を発行し、また全国大会を開いたり遊廊に乗りこんで廃娼演説を行うなど、活潑な運動を展開した。遊廊側もこれに対抗し、時には暴力をもつて廃娼論者に立ち向うこともあつた。

廃娼の害

娼妓と人権

娼妓論者、吉原を襲う

救世軍吉原に包囲する

娼妓運動に対する遊廊側の対抗

島田三郎

和田鏡司

娼妓論 第一編

朝野新聞

東京朝日新聞

芙蓉

明治23年創刊

明治23年3月

明治33年9月

明治23年2月14日

明治39年8月15日

明治23年5月

◎ まだ認められない婦人の人格

婦人の自由や権利が叫ばれ、婦人の社会的な活動も行われるようになってきたが、それも極く限られた範囲のことで、大部分の婦人は、めざめぬままに、封建時代と大して変らぬ地位に甘んじて、いぜんとしてその人格は認められず、人身売買の対象とされるものもあつた。公然と蓄妾がおこなわれ、妻の姦通を罰しながら、夫の姦通は問題とされない社会では、男尊女卑は打ち破ることのできない鉄則であつた。

本邦社会道徳統計

日本婦人待遇論

十人十色 婦人氣質

蓄妾問題

姦通罪改正案の否決

大沢岳太郎

風月散人

山形東根

社会

社会雑誌

社会雑誌

社会雑誌

社会雑誌

明治32年8月

明治32年

明治20年

明治31年8月

明治33年2月

◎ 法律における婦人の地位

明治3年の新律綱領では、夫を一親等として妻は妾とともに二親等とされていた。明治13年からポアソナードを中心に起草された民法も婦人の人格を完全に認めたものではなかつたが、それでも強い反対にあつて実施は延期された。家長を中心とし、家族道徳を強めるように修正された民法が明治31年に成立した。これ小終戦まで婦人を無権利のまま低い地位におさえつけていた民法である。

新律綱領

民法出でて忠孝亡ぶ

新法典は倫常を壊乱す

婦人の法律上の地位

民法 第1篇-第3篇

民法 第4篇-第6篇

民法 法

民法商法施行延期法律案

穂積八束

市場久元

法学新報

法学新報

法学新報

法学新報

法学新報

法学新報

衆議院議事速記録

明治3年

明治24年8月

明治25年5月

明治37年

明治29年4月23日

明治31年6月5日

明治23年3月27日

明治25年6月10日

◎ 新しい恋愛へのめざめ

明治20年代の若い人人は、その理想を近代的恋愛に求めていつた。「恋愛は人生の秘訣なり」と呼んで、因習に叛旗を翻した北村透谷や「若菜集」にみずみずしい恋愛感情を歌った藤村をめぐる人人の恋愛至上主義は、所謂プラトニック・ラブとして、相馬黒光が「黙移」の中でその風潮を伝えている。この新しい恋愛感は、34年に晶子の「みだれ髪」が出るに至つて、世の婦人たちにロマンティズムの熱気を伝えずにはおかなかつた。

厭世詩家と女性	北村透谷	透谷集	明治27年
所謂プラトニック・ラブ	相馬黒光	黙移	明治11年
若菜集	島崎藤村		明治30年
みだれ髪	与謝野晶子		明治34年

◎ 根ぶかい封建的な婦人道德観

封建的な因習に果敢な闘いをいどんだ北村透谷が、その闘いに疲れはてて自殺していつた時代は、法律が妻の地位を不当にも低く規定する世であつた。そこには起伏こそあれ、根底は根強い封建的道德に支配されていた。女性の人格の自由を認めず、親や夫への忍従をしいる「女大学」的な婦人道德を、いぜん「婦徳」として教えこんでいた社会は、女性の自我へのめざめをはばんでいるのであつた。

女子修身訓	阿部弘国	明治11年
幼学綱要	宮内省	明治15年
婦女教育 明治姫鑑	浜本義顯	明治21年初版
女子修身鑑	山井道子	明治24年初版
婦女家庭訓	下田敏子	明治31年

◎ 社会主義と婦人問題

婦人問題を社会主義の立場から取りあげたのは、のちに平民社に拠つた幸徳、堺らであつた。すでに35年に幸徳は、婦人問題の解決は社会主義以外にはないと述べ、97年から彼等は毎月、婦人講演会を開き、平民新聞の停刊後現れた「直言」は、婦人号を出した。この前後にいくつかの書物も現れているが、一部は発禁になつた。かつての女流民権家、福田（景山）英子を主筆とした「世界婦人」には、多くの社会主義者が執筆している。

婦人問題の解説	幸徳秋水	万朝報	明治35年10月10日
世界婦人 第1—24号	世界婦人社		明治40年1月—明治41年4月
婦人号		平民新聞改題直言	明治38年4月23日
社会主義と婦人	山口孤劍		明治38年

◎ しいたげられた女子勞働者

日清戦争ごろから日本の産業はめざましい発展をとげたが、とくに製糸業、紡績業は輸出産業としてはなばなしい姿を現わしはじめた。しかしそのかげには、低い賃金、長時間または連続徹夜労働、不自由な寄宿舎制度など、奴隸的とさえいわれる労働条件のもとで、多くの幼少な女工が働いていた。当時の農商務省の調査「職工事情」、横山源之助の「日本之下層社会」は、ともにその悲惨な女工の状態をよく伝えている。

各地紡績所営業実況一覧	農商務省工務局	工務局月報	明治17年
甲府女工の同盟罷工		東京経済雑誌	明治19年6月26日
日本之社会問題	川島錦治	社会雑誌	明治30年6月

日本之下層社会
内地雜居後の日本
綿糸紡績職工事情
生糸織物職工事情
繅寸煙草職工事情
職工事情附録 第一、第二
製糸工女被雇約定書
工女問題

横山 謙之助
天 涯 茫々 住
(横山謙之助)
農商務省商工局
同 上
同 上
同 上

明治32年
明治32年
明治36年
明治36年
明治36年
明治36年
明治39年
明治31年3月

観瀾庵主人 社会雑誌

◎ 日露戦争と婦人の動き

日露戦争は当時の日本国民を愛国熱のとりこにした。愛国婦人会や看護婦会は、この渦の中で奔走していた。晶子の「君死にたまふこと勿れ」や、楠緒子の「お百度詣」のような詩がないではなかつたが、晶子の如きは世のどうこうたる非難を招いた。此のとき、一方では社会主義者が、戦争で最も苦しむのは婦人であるのに、看護婦会や愛国婦人会のみあつて、戦争を止める準備は少しもなされてない、と婦人に呼びかけていた。

愛国婦人会の活動

日赤篤志看護婦帯製作の光景

(写 眞)

読売新聞
日露戦争・日本赤十字社救護写真帖

明治37年1月27日
明治39年

君死にたまふこと勿れ

与謝野 晶子

明星

明治37年号夏季号

「君死にたまふこと勿れ」への駁論

大町 桂 月

太陽

明治37年10月

お 百 度 詣

大塚 南 緒子

太陽

明治38年1月

婦 人 と 戦 争

幸 徳 秋 水

平民新聞

明治37年2月21日

◎ 高等教育への道

明治30年代は、日本における女子高等教育の夜明けであつた。日清戦争後の経済的發展と民族的自覚を背景として、女学校の数は一躍如くに増加し、これに応じて32年には高等女学校令が公布された。また従来女子高等教育機関は女高師のみであつたが、30年代にはいつて、津田英学塾、日本女子大、女子医専などが相ついで創立された。しかし官立大学の扉が、わずかながらも女子に開かれたのは大正2年のことであつた。

堀越裁縫女学校

(写 眞)

女学世界

明治37年定期増刊号

卒業生女子美術学校生徒の作品

日本女子大学開校式

女子之友

明治34年

津田英学塾四十年史

明治16年

日本女子大学四十年史

中 村 政 雄

明治16年

共立女子職業学校

朝野新聞

明治19年8月11日

◎ 政治からしめ出された婦人の抗議

自由民権運動の中で高まつた、婦人の政治への関心にもかかわらず、23年の「集会結社法」は婦人の政党加入はおろか、政談の傍聴さえ禁じた。麴町の名流婦人達の連言書は、これに対するせひぜいの抗議であつた。この規定は23年の「治安警察法」にそのまま引きつかれ、38年頃から強まつた反対運動により、40年には一部改正案が衆議院を通過するところまでいつたが、貴族院で否決され、この運動はさらに大正期へと持ちこされた。

大井幸子自由党加入をこばまる

読売新聞

明治23年2月14日

麹町有志婦人の連言書

東京日日新聞

明治23年10月24日

治安警察法第五條

官報第50004号

明治38年1月15日

面 年表 女子勞働者に關する図表
錦絵 上州富岡製糸場、築地製糸場

大正初年から太平洋戦争の終りまで

◎ 新しい女 —自我にめざめた女性—

自然主義が一世を風靡した明治 40 年代は、自我のめざめた時代であつた。ここに平塚らいてう等が集まり、「元始女性は太陽であつた」と高唱して雑誌「青鞥」を発刊し、文筆を通じ恋愛を論じて封建文化とたたかつた。しかし社会はさまざまの非難をこめて「新しい女」と騒ぎ立てた。らいてうの隨筆「円窓より」が発禁されるなど、次第にその摩擦を増していつた。この壁の前に人的自我は、さらに新しく社会へのめざめを迫られていつた。

青 鞥 創 刊 号	青 鞥 社	明治44年9月
"	"	明治45年1月
"	"	明治45年4月
"	"	大正4年6月
青 鞥 終 刊 号	"	大正5年2月
円 窓 よ り	平 塚 らいてう	大正2年
女 性 の 言 葉	平 塚 らいてう	大正15年
青 鞥 社 を 論 ず	宮 崎 光 子	大正2年9月
新しい女と古い女	中 央 公 論	大正2年2月
近 時 の 婦 人 問 題	女 学 世 界	大正2年2月
	太 陽	大正2年9月

◎ 盛りあがる廢娼運動

明治 44 年の吉原遊廓の全焼を好機として廢娼運動は強力にその戦線をひろげた。廢娼論者たちは廓清会を組織し、機関誌「廓清」を発行して廢娼の気運を高めつゝ、矯風会と呼应し、連合してその実現を期した。しかし公娼制度は根深く、「醜業を行はしむる為の婦女売買取締に関する國際協定」にも、識者の非難をよそに條件づきで加盟するのであつた。昭和2年、この條件は撤廃されたが、廢娼の実現は終戦後をまたなければならなかつた。

廓 清	廓 清 会 本 部	明治44年创刊
醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女 売買取締ニ関スル國際協定		大正14年6月23日
人身売買禁止に何の除外例ぞ	東京朝日新聞	大正14年8月29日
紅灯下の彼女の生活	伊 藤 秀 吉	昭和6年
娼 妓 解 放 哀 話	沖 野 岩 三 郎	昭和5年

◎ 「職業婦人」の進出

明治のなかごろから、教員、看護婦、事務員など知識勞働にたずさわる婦人の数もふえ、その場も広がつていつたが、「職業婦人」という言葉が独特の意味をもち、社会の関心をひくようになつたのは大正のはじめであつた。そのころ中流附級の没落、教育の普及、婦人の自覚によつてそ

をまし、職場もふえ、各地に職業婦人聯盟が結成され、大正 12 年には雑誌「職業婦人」
 された。

婦人職業論	伊・賀・歌・吉	明治40年
〔婦人職業紹介書〕		
女子の新職業	木下祥眞	明治38年
現代女子の職業と其活要	鴨田担	大正2年
女子の新職業	手島益雄	明治41年
その他		
〔職業婦人調査書〕		
職業婦人調査	中央職業紹介事務局	昭和2年
職業婦人に関する調査	東京市社会局	大正13年
職業婦人生活状態	広島市社会課	昭和2年
その他		
職業婦人創刊号	職業婦人社	大正12年6月

◎ 強まる婦人問題への関心

第一次大戦がはじまり、婦人の社会的進出がいちじるしくなると、婦人問題への関心も強まつた。殊に大戦後、欧米の婦人がつぎつぎと参政権を獲得していつたことは、我が国にも強い刺激を与え、婦人問題は今までよりも一層広い角度から見られるようになり、婦人関係の外国書も多数採らん訳された。こうした事情の中から、婦人問題の解決には、まず何よりも参政権を得なければならぬ、という自覚が高まつていつた。

恋愛と結婚	エレンケイ・原田実訳	大正11年(大正9年初版)
産児調節論	サンガー・奥俊貞訳	大正11年(大正9年初版)
婦人論	ベーベル・山川菊栄訳	大正13年
激動の中を行く	与謝野晶子	大正8年
近代の恋愛観	厨川白村	大正11年
恋愛革命	山本宜治	大正13年
婦人問題研究	永井亨	大正14年
現代婦人読本	神近市子	昭和5年
その他		

◎ 「女工哀史」 —工場法をめぐる—

明治なかごろから、産業の発達、労働条件の惨めさ、労働者運動のもりあがりなどによつて、労働力保護のための工場法制定が、政府、識者、労働者の三者から要望されたが、紡績資本家などからの強い反対があり難行のあけく、明治 44 年に工場法が成立し、大正5年から施行された。しかし幾多の除外例が設けられ、婦人の深夜業も禁止されず空文に等しかつた。その後大正 12 年に一部が改正されたが、深夜業禁止は昭和にのこされた。

工場法案を評す	東洋経済新報	明治42年12月5日
工場法案を評す	片山潜	明治43年11月5日
工場法案に関する臨時総会	大日本紡績会	明治42年12月
女子徹夜業禁止反対理由	連合会月報	明治43年2月
工場法案委員会	衆議院委員會議録	明治44年2月16日
衛生学上より見たる女工之現況	石原修	大正2年
工場法と労働保険	桑田熊蔵	明治43年

◎ 「女工哀史」 —めぐまれない女子労働者—

細井和喜蔵の「女工哀史」は「しいたげられいしまれたながらも、日々『愛の衣』を織りなしている女工の生活記録」として、大正時代の女工の惨めな状態を余すことなく伝えている。しかしその惨めさのなかにも、大正5年に女愛会婦人部が結成され、婦人労働運動の先駆となつたが、第一次大戦後の不況、それにつづく農業恐慌は、農村から紡績工場に多くの出稼ぎ女工をおし出し、その労働條件はさらに悪化していった。

女 工 哀 史	細 井 和 喜 蔵	改 造	大正13年9月
婦 人 勞 働 問 題	河田副郎・森戸辰男		大正8年
悲惨なる我国工女六十万の現状	吉 阪 俊 蔵	婦 人 公 論	大正7年8月
深夜作業は如何に婦人労働者を 虐げたか	永 島 暢 子	女 人 芸 術	昭和4年5月
日本の紡績争議に関する覚え書	畿 本 貞 代	女 人 芸 術	昭和6年1月
紡績労働者婦人調査	中央職業紹介事務局		昭和4年
労働婦人創刊号	労働総同盟婦人部		昭和2年11月
日本に於ける女工問題	平塚らいてう	婦 人 公 論	大正8年6月

◎ 政治的権利の要求

大戦後、婦人運動の国際的な高まりの中で我が国の婦人運動も質的に成長した。純粹な文化運動として明治末年に誕生した青踏社の平塚らいてう等が、大正8年に新婦人協会を創立して政治的要求をかかげたのは、その一端を示すものといえよう。しかし、婦人が政談を聞くことさえ禁じた治安警察法の壁は固く、運動が一応成果を生んで、11年に改正案が通つたときは「女子及」の三字がけずられ、政治集会に出ることが許されたにすぎなかつた。

女子参政権についての質問演説	山 脇 玄	第41回帝國議會貴族院議事速記録	大正8年3月11日
社会改造に対する婦人の使命			
「女性同盟」創刊の辞に代えて	平塚らいてう	女 性 同 盟	大正9年10月
選挙法改正及治警法修正の請願書		女 性 同 盟	大正9年11月
治安警察法中改正法律案	第44帝國議會	衆議院議事摘要(上)	大正10年1月28日提出
同案委員長の報告書	第45帝國議會		大正11年3月14日

◎ 婦選運動の展開

大正11年、治警法五條の一部改正によつて運動は一步前進したものの、参政への道はまだ遠かつた。関東大震災の翌年、婦人参政権獲得期成同盟(翌年婦選獲得同盟となる)が生れ、はつきりと婦人参政権の要求をかかげはじめた。普通選挙法が14年に成立したこともこのたたかいに一層拍車をかけた。政治への関心も要求もますます婦人の間にひろまり、この運動は昭和になつて日華事変がはじまる前後までつづいた。

婦 選 創 刊 号	婦選獲得同盟		昭和2年1月
婦選運動の近況を論ず	市 川 房 枝	婦 選	昭和5年7月
婦選は如何に闘はるべきか	平塚らいてう・外	婦 人 運 動	昭和3年3月
投げ与えられる婦人公民権の醜聞	奥 む め お	婦 人 運 動	昭和6年2月
第五回全日本婦選大会の記		婦 選	昭和9年3月

◎ 立ちあがる無産婦人

「女工哀史」の婦人労働者は弱いまま、いつまでもだまつてはいなかつた。苦しさにたえかねる個々の争議は明治にもあつたが、組織を持ちはじめたのは大正になつてであつた。大正の衆議院選挙法が成立し、無産政党も姿を現わすと無産婦人の力もつよまり、無産婦人の団体も生れた。当時弾圧もはげしかつたが、その中でたゞかゝりが進められた。この頃無産婦人のための雑誌もいくつか創刊され、また婦人のプロレタリア作家も現れた。

無産者運動と婦人運動	山 川 菊 栄	昭和3年
無産階級の婦人運動	山 川 菊 栄	昭和3年
反 動 的 婦 選	労農附録婦人版	昭和3年7月
婦人と無産政党	神 近 市 子 女 人 芸 術	昭和3年10月
プロレタリア婦人作家と文化活動の問題	中 條 百 合 子	昭和6年10月
キャラメル工場から	窪 川 い ね 子	昭和5年
闘 い	中 本 た か 子	昭和5年
新しきシベリアを横切る	中 條 百 合 子	昭和6年
女 人 芸 術 創刊号	女 人 芸 術 社	昭和3年7月
婦 人 戦 旗	戦 旗 社	昭和6年3月
傍 く 婦 人 創刊号	日本プロレタリア文化聯盟	昭和7年1月
東洋モスリンの争議	(写 眞) 女 人 芸 術	昭和5年4月
東京市電の総罷業	(“) “	昭和5年1月
そ の 他		

◎ 取りあげられた母子保護の問題

母性保護の主張はすでに大正にもあつたが、これが法律による保護の要求としてさげばはじめたのは、昭和に入り、特に世界的な不景気のあふりの中で、社会不安と生活苦を、誰もが強く感ずるようになった4、5年からであつた。母子扶助法制定運動が前面に出て来たのは、婦選運動がやや下火になつた9年頃で、この要求をやつと政府がとりあげ、実施したとき、そこには戦争目的への必要性もひそんでいた。

母子保護の法令と施設の急を叫ぶ	奥 む め お	婦 人 運 動	昭和5年7月
母性及幼児保護と婦人	馬 島 久 子	“	昭和4年5月
母 子 保 護 法 案	第 70 帝國議會		昭和12年2月
嬰 保 護 母 子 分 布 図	東 京 市 社 会 局		昭和12年10月
保 育 施 設 い る い る	(写 眞)	西 野 隆 夫	昭和13年
母子保護法実施記念座談会		母性及児童保護	
		女 人 展 望	昭和13年1月

壁 面

年表「人形の家」舞台写真、青踏社関係の写真

女子労働者に関する図表

婦選関係の写真、ピラ

無産婦人関係の写真

◎ 農村の婦人

農村の婦人は、都会の婦人と同様に、食事育児等の家の内のきり廻しだけでなく、田舎、その他の畑仕事もしなければならぬ。こうして農村婦人の過勞が生じるが、嫁は姑より遠く嫁入り、先きに起きなくてはならないというような古いしきたりが、昔ながらに根強く残り、農村婦人の働きを一層苦しくしている。また、不景氣の時には、くらしを助けるてだてとして、舞に充ちられ、女中・雇公、女工に出されたりもしたのである。

農村の婦人

日本農村婦人問題	九 岡 秀 子	昭和12年
日本の農村を語る—農村婦人史—	稻 村 隆 一	昭和6年
農村婦人と産業組合運動	産業組合中央会	昭和12年
農村婦人の活動を視る	"	昭和11年
農村の娘の生活	キリスト教女子 青年会日本同盟 労働研究部	昭和13年
田山村の生活	盛岡友の会	昭和10年
婦人と農業労働	食農労働科 学研究所	昭和10年
農村嫁姑の農事作業	"	昭和10年
胎せられた農村婦人の問題	中西伊之助	大正15年11月
村の嫁さんの気苦労働	小野 雄 子	大正13年11月
農繁期の農村婦人	新聞初抜き	昭和10年9月6日
"	"	昭和11年8月10日
布団の温みを知らぬ哀れな 花嫁さん	"	昭和10年10月20日
そ の 他	青 森	

◎ 家 と 婦 人

「不如姑」をはじめとして、明治30年代に流行した家庭小説は、人人をして封建的家族制度にしいたげられている婦人の運命に涙をそそがしめた。「家」の問題が、ようやく人人の関心につづてきたわけであり、日本の家族制度を論じ、批判する書もあらわれた。しかし、その家族制度を支持しようとする力はまだまだ強く、婦人道德は「女大学」によつて支配しつづけられ、軍国主義の世にはまた声を大にして鼓吹されたのであつた。

不 如 姑 第一回	徳 富 康 花	国民新聞	明治31年11月29日
姑 母 問 題 新 研 究	宮 田 修 他	婦 女 新 聞	大正5年1月14日
我国家族制度に於ける娘妻縁	麻 生 正 藏	"	大正7年2月8日
家族制度と婦人問題	河 田 嗣 郎		大正13年
法 制 上 の 女 子	中 村 進 午		大正14年
日本家族制度の批判	玉 城、 肇		昭和21年(昭和9年初版)
“家庭争議”号	中央公論社	婦 人 公 論	大正15年10月
“家庭悲劇”号	"	"	大正6年10月
“家庭の革命”号	"	"	大正12年1月
新 評 女 大 学	戸 川、 残 花		明治43年
女 大 学 の 研 究	東亜協会研究部		明治43年

女 大 学 新 旧 問 答
評 釈 女 大 学
新 女 大 学
新 釈 女 大 学
已 の 罪
そ の 他

川 谷 改・秀
棚 橋 絢 子
新 居 格
河 監 好 藏
菊 地 岡 芳

大正14年
昭和13年
昭和18年
昭和13年
明治33,34年

壁 面

写真 戦争に駆りたてられた婦人。

終 戦 か ら

新憲法が制定され、それにもとづいて種々な法律が改正され、法律上の婦人の地位は男子と全く同様になり、社会における婦人の進出はようやく活潑になつてきた。しかし、家庭にも社会にも婦人に対する封建的な考え方や慣習は根強く残つていて、婦人の実質的向上は今後に残されている問題といえよう。

◎ 統 計 図 表

一般婦人問題に関するもの

1. 主な公職にある男女数。(国会議員、都道府県会議員、教育委員)
2. 主な公職にある男女数。(家庭裁判所の調停委員、民生委員兼児童委員)
3. 総選挙における男女別投票率。
4. 各国婦人の参政権獲得状況。
5. 各国国会への婦人の進出状況。
6. 各国男子学生に対する女子学生の進学率。
7. 小学校生徒数男女別割合の推移。
8. 全国学校種別男女別生徒数
9. 婦人に関係のある主な社会施設 (その1)
10. 同 上 (その2)
11. 女世帯の種類
12. 年令別に見た女世帯の種類
13. 女世帯主の職業
14. くらしの方法
15. 一般世帯と女世帯の収入比較
16. 男女工場労働者及びその家庭婦人の平日・休日における生活時間。
17. 婦人労働者の既婚、未婚別の生活時間。
18. 農家の主人と主婦の生活時間。
19. 男女別調停申立件数。
20. 全国男女別受刑者数。
21. 女子受刑者の罪名。
22. 家風や習慣に対する考え方。
23. 妻が家の外に仕事をもつことについて。

関東女世帯調査に基く図表

所仕事を男に任せ、家庭における男女関係はどうか。
30. 男に生れたいか、女に生れたいか。

婦人労働に関するもの

- 31. 女子労働力。
- 32. 女子就業者。
- 33. 婦人はどの産業にどの位雇われているでしょう。
- 34. 雇われて働く婦人は何才のものが多くでしょう。
- 35. 雇われて働く婦人は勤続何年のものが多くでしょう。
- 36. 婦人の働く動機。
- 37. 雇われて働く婦人の賃金はどの位でしょう。
- 38. 賃金をいくらもらっている婦人労働者が多くでしょう。
- 39. 工業に働く婦人の一日当り賃金の動き。
- 40. 婦人には産業上どんな災害が多くでしょう。
- 41. 労働組合数と組合員数の動き。
- 42. 働く婦人は労働基準法によつて守られています。
- 43. 労働基準法女子関係條文の違反。

写 眞

- よりよい政治へ
- 平和への希い
- 腕をくんで
- 母と子のために
- 婦人をまもるために
- 何が彼女を
- 生活とのかい
- 主婦の力
- 働く婦人たち

昭和26年4月5日 印刷

昭和26年4月10日 発行

婦人資料展示会目録

編集兼
発行人

東京都千代田区大手町1番地

労働省 婦人少年局

印刷人

東京都中央区入船町2ノ3

永井直保

印刷所

東京都中央区入船町2ノ3

永井印刷工業株式会社